

介護事業所ネットワーク化推進事業等実施要領

第1 趣旨

この要領は、介護事業所を運営する複数の法人等が、採用面接会や人事交流、資質向上のための研修などを合同で行う際に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するため、介護人材確保推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 補助事業の種類

- (1) 介護事業所ネットワーク化推進事業（以下「ネットワーク化事業」という。）
- (2) 介護事業所大規模ネットワーク化事業（以下「大規模ネットワーク化事業」という。）

第3 定義

この要領において小規模事業所及び小規模法人は、以下のとおりとする。

- (1) ネットワーク化事業
小規模事業所とは、定員が施設サービスで50人以下、居宅サービスで20人以下の介護サービス事業所とする。
- (2) 大規模ネットワーク化事業
小規模法人とは、1の法人において1の施設又は事業所のみを運営しているような法人を指す。

第4 補助対象者

補助対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) ネットワーク化事業
第5(1)ア(ア)～(オ)のうち一つ以上の事業を合同で行う法人等や、複数の法人により構成される団体
- (2) 大規模ネットワーク化事業
第5(1)イの事業を実施する法人等又は複数の法人等により構成される団体

第5 対象事業及び補助対象経費及び補助率（額）

(1) 対象事業

ア ネットワーク化事業

対象事業は、小規模事業所を含む複数の事業所が参画する以下の事業とする。なお、同一法人内のみ事業所による事業を除く。

- (ア) 介護従事者等の職員確保のための共同求人活動・求人説明会
- (イ) 人材育成のための合同研修・人事交流
- (ウ) 介護職のイメージアップのための広報
- (エ) 離職防止のための悩みを共有する場所づくり、職場環境改善の取組
- (オ) その他介護人材の確保のため適当と認められる事業

イ 大規模ネットワーク化事業

本事業においては、地域の実情に応じて、下記に掲げるような取組を行うものとする。ただし、(ア)に掲げる取組については、必ず行わなければならない。

(ア) 法人間プラットフォームの設置

実施主体に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間に、地域課題に関する討議を行うとともに、以下(イ)から(エ)に掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行うものとする。

なお、プラットフォームの対象地域については、必ずしも都道府県等の全域を対象としなければならないものではなく、実施主体において定める地域を対象とすることも差し支えない。

またここでいう小規模法人とは、1の法人において1の施設又は事業所のみを運営しているような法人を指すものであり、プラットフォームには、可能な限りこうした法人を参画させなければならないものとするが、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、これに該当しない法人を参画させることも差し支えない。

このほか、参画法人については、概ね10法人程度以上とすることを基本とするとともに、社会福祉法人に限らず、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものであるほか、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、介護福祉士養成施設等の人材養成機関や保険医療機関など、福祉サービス事業者以外の者を参画させることも差し支えない。

(イ) 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ

参画法人が保有する資産及び人員・設備を活用しつつ、それぞれの法人の強みを活かしながら、イ(ア)において共有された地域課題の解決を図るため、次に掲げるような地域貢献のための取組を立ち上げ、試行する。

- a 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置
- b 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等、その孤独死防止のための事業
- c 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援
- d 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり
- e 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け
- f 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援
- g 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- h 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり
- i 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- j 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援
- k 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等

(ウ) 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進

イ(イ)の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないようにするとともに、小規模法人等における経営労働管理体制の底上げを図る観点から、次に掲げるような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。

- a 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
- b 人事交流の推進
- c 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催
- d 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言
- e 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組等

(I) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

(2) 補助対象経費

報酬、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、会議費、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費

(3) 補助率等

ア ネットワーク化事業

基準額は2,400千円、補助率は2 / 3とし、補助額の上限は1,600千円とする。ただし、対象経費実支出額が基準額を下回る場合には、当該額に補助率の2/3を乗じた額とする。（この場合の千円未満の端数は切捨てとする。）

イ 大規模ネットワーク化事業

1 実施主体あたり4,000千円とする。ただし、対象経費実支出額が4,000千円を下回る場合には、当該額とする。（この場合の千円未満の端数は切捨てとする。）

第6 交付申請

本事業による補助を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 交付要綱第5に規定する交付申請書（第1号様式）
- (2) 介護事業所ネットワーク化推進事業（ネットワーク化事業・大規模ネットワーク化事業）実施計画書（別紙様式第1号）
- (3) 介護事業所ネットワーク化推進事業（ネットワーク化事業・大規模ネットワーク化事業）収支予算書（別紙様式第2号）

第7 実績報告

本事業に係る実績報告をしようとする者は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 交付要綱第12に規定する実績報告書（第5号様式）
- (2) 介護事業所ネットワーク化推進事業（ネットワーク化事業・大規模ネットワーク化事業）実施報告書（別紙様式第1号）
- (3) 介護事業所ネットワーク化推進事業（ネットワーク化事業・大規模ネットワーク化事業）収支決算書（別紙様式第2号）
- (4) 支払いの根拠となる書類

第8 消費税等仕入れ控除額の確定に伴う報告

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、補助金返還相当額がない場合も別紙様式第3号によ

り、速やかに知事に報告しなければならない。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙 様式第1号

年度介護事業所ネットワーク化推進事業（ネットワーク化事業・大規模ネットワーク化事業）実施計画（報告）書

代表法人・団体（者）名		
住所・所在地	〒	
連絡先	電話： 電子メール：	ファクシミリ： (担当者名：)
構成法人・介護事業所名	法人名	事業所名
事業目的		
事業内容 1 実施期間・頻度 2 実施場所 3 実施内容 4 参加対象者		
事業開始までのスケジュール 【事業開始（予定）： 年 月 日】		
消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）		

対象経費区分

(単位:円)

事業区分	支出予定(済)額	支出内訳
報酬		
報償費		
共済費		
旅費		
賃金		
需用費		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費		
委託料		
備品購入費		
合計額		

(注) 実施した事業の概要等わかる資料を添付して提出すること。

別紙 様式第2号

年度介護事業所ネットワーク化推進事業（ネットワーク化事業・
大規模ネットワーク化事業）収支予算（決算）書

< 収入の部 >

科 目	本年度予算(決算) 額	前(本)年度予算額	差 引	備 考
県補助金				
自己資金				
事業収入				
借入金				
その他				
計				

< 支出の部 >

科 目	本年度予算(決算) 額	前(本)年度予算額	差 引	備 考
報酬				
報償費				
共済費				
旅費				
賃金				
需用費				
会議費				
使用料				
賃借料				
役務費				
委託料				
備品購入費				
計				

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
代表団体名
代表者職氏名

年度介護事業所ネットワーク化推進事業補助金に係る
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け高齡第 号で額の確定を受けた標記補助金に係る消費税
等仕入控除税額が確定したので、介護事業所ネットワーク化推進事業等実施要領第8の規定に
基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の実績報告額（確定額）	金	円
2 補助金確定時における消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	金	円

その他、必要に応じて参考資料を添付すること。